

一般社団法人 日本自殺予防学会 齋藤友紀雄賞 選考要項

1. 趣旨

日本自殺予防学会は、長年理事長をつとめられた故齋藤友紀雄先生の生前のご意志により、自殺対策の普及・発展を図ることを目的とする顕彰事業を創設しました。この目的のために、自殺対策とその関連分野で顕著な業績をあげた研究者、または実践者である会員を顕彰し、その業績を永く称えます。

2. 賞の種類ならびに受賞候補者の推薦

自殺対策とその関連分野において、社会への貢献が顕著である研究者または実践者（正会員(個人)、正会員(団体)、賛助会員、名誉会員）を顕彰するための賞です。

本賞の選考に際しては、本学会常務理事による推薦が必要です。常務理事は、所定の推薦書に被推薦者名と推薦理由を記載し、常務理事会に提出する必要があります。

3. 受賞者数・賞状・記念品

本賞は原則として、本学会の活動年度毎に1件を選び、賞状および副賞として記念品を受賞者に贈呈します。

4. 選考方法

本学会常務理事会による審査、選考を経た上で、理事会の承認を得て受賞者が決定されます。

5. 推薦募集期間

本学会活動年度毎に、年度開始日の7月1日から6月30日までとします。

6. 通知

受賞者には速やかに決定通知をします。

7. その他

当学会総会などの場で表彰式を行い、学会ホームページと学会誌「自殺予防と危機介入」により周知をします。

8. 改定

本要項、常務理事会の承認を経て改定することを可能とします。

附則

1) 選考方法等については適宜常務理事会で見直しを行い理事会に諮るものとします。

2) 本要項は2025(令和7)年9月6日から施行します。

2025(令和7)年9月6日 制定